

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

**エンシュウ株式会社**

代表取締役社長 土 屋 隆 史

## 第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社 本社第1会議室
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第147期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第147期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効とさせていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.enshu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策による株価上昇や円安の進行が見られ、穏やかな回復基調が続きました。一方で世界経済は、北米地域および欧州は堅調に推移いたしましたが、中国やアセアンを主とするアジア経済の成長鈍化が鮮明となり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような情勢の中、当社グループは中国をはじめとしたアジア諸国や欧米において拡販に努めるとともに、生産効率の向上や原価低減、経費削減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、工作機械関連事業部門及び輸送機器関連事業部門ともに減少したことにより29,921百万円（前期比3.7%減）となりました。損益につきましては、工作機械関連事業部門及び輸送機器関連事業部門ともに採算が悪化したことにより、営業損失は160百万円（前期は営業利益1,442百万円）、経常損失は411百万円（前期は経常利益1,565百万円）となりました。当期純損失は582百万円（前期は当期純利益1,459百万円）となりました。

なお、配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、財務状態が十分でなく無配とさせていただきたく存じます。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工作機械関連事業部門	19,073	13,803
輸送機器関連事業部門	10,769	10,383
その他の部門	78	78

以下、各事業部門の状況についてご報告申し上げます。

### 【工作機械関連事業部門】

当連結会計年度における日本工作機械工業界(日工会)の受注総額は1兆5,785億円(前期比31.0%増)となり、昨年を上回りました。内需は5,268億円(前期比24.8%増)、外需は1兆516億円(前期比34.3%増)となり、受注総額は5年連続で1兆円を超える結果となりました。

工作機械関連事業部門につきましては、中国を中心とした需要に対し、日本および海外子会社において生産対応をしております。システム商品につきましては、アジア全般において市場が鈍化しており苦戦いたしましたが、汎用機につきましては、欧米において売上を増加することができました。損益面につきましては、システム商品において物件ごとの採算が悪化したことなどにより減益となりました。

レーザー関連につきましては、引き続きレーザーシステムインテグレーターとして、高出力半導体レーザー加工機を中心に溶接及び焼入れ加工設備の売上拡大を進めてまいりました。

また、昨年12月に工作機械事業部と光関連事業を中心とした新事業推進本部を統合し、新しく工作機械・レーザー事業部として効果を上げるべくスタートを切っております。

以上の結果、工作機械関連事業部門の売上高は19,073百万円（前期比1.1%減）、営業利益は152百万円（前期比86.7%減）となりました。

### 【輸送機器関連事業部門】

輸送機器関連事業部門につきましては、主力製品であります大型二輪車用、バギー車用エンジン部品及び自動車関連部品の生産が減少する中、新規取り込みの推進を行いました。売上高は前年を下回りました。損益面におきましては、売上が減少する中で、原価低減活動を継続的に推進いたしましたが、ベトナム現地法人の創業赤字計上もあり、営業利益段階で赤字化しました。

以上の結果、輸送機器関連事業部門の売上高は10,769百万円（前期比8.0%減）、営業損失は369百万円（前期は営業利益242百万円）となりました。

### 【その他部門】

不動産賃貸事業により売上高は78百万円となり、営業利益は59百万円となりました。

## 2. 対処すべき課題

工作機械・レーザー事業部におきましては、海外需要の情報を素早く取り込み受注できるように、引き続き海外子会社との連携を強化し販売拡大に努めてまいります。今後システム商品において中小型物件が増え、かつ短納期で対応していく必要がございます。加えて品質向上、コスト低減に対応し、売上高及び利益の確保に努めてまいります。

レーザー関連におきましては、高出力半導体レーザー以外にファイバーレーザーも採用し、統合効果も生かしてさらなる売上拡大に努めてまいります。

輸送機器関連事業部門におきましては、大型二輪車用、バギー車用エンジン部品の仕事量が減少し環境は厳しさを増しております。営業力強化による新規部品取入れを拡大させるとともに、益々の製造力強化・原価低減活動に努めてまいります。また日本国内、海外拠点間でのものづくりにおける最適生産体制を構築することにより収益体質強化に取り組んでまいります。

ENSHU VIETNAM Co., Ltd. につきましては、計画通りの稼働に努め、アセアン地域での需要に対応するとともに、収益向上に繋げ、ものづくり体質の強化に取り組んでまいります。

一方、内部統制につきましては、内部統制会議を中心にリスク・コンプライアンス管理等の統制を推進してまいります。

当社グループといたしましては、安定した経営基盤の確立を目指して全社一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は1,057百万円であります。内訳は輸送機器関連事業部門において726百万円、工作機械関連事業部門において234百万円、その他部門において95百万円でありました。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第144期 平成24年3月期	第145期 平成25年3月期	第146期 平成26年3月期	第147期 平成27年3月期
売 上 高 (百万円)	28,041	29,101	31,060	29,921
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	992	2,339	1,565	△411
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	800	2,076	1,459	△582
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	12.67	32.89	23.11	△9.23
総 資 産 (百万円)	31,536	35,334	35,965	34,476
純 資 産 (百万円)	4,930	7,157	7,905	7,711

#### 5. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,000	% 100.0 (77.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co., Ltd.	千バーツ 50,000	% 100.0 (52.0)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT. ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
遠州 (青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	% 100.0	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州 (青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	千米ドル 11,460	% 100.0	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の( )内は、間接所有分内数であります。

### ③ 重要な企業結合等の状況

遠州(青島)機床商貿有限公司は、平成26年12月5日(みなし取得日は平成26年9月30日)に少数株主からの持分追加取得により、完全子会社といたしました。

## 6. 主要な事業内容

事業部門	主要製品
工作機械関連事業	フレキシブルトランスファーマシン&ライン、各種専用機、マシニングセンタ、半導体レーザー加工機他
輸送機器関連事業	二輪車用エンジン、雪上車、ゴルフカーおよびバギー車の部品加工、船舶用エンジンの加工、自動車用部品の加工
その他	不動産賃貸事業

## 7. 主要な営業所および工場

名称	所在地
本社および工場	静岡県浜松市南区
浜北工場	静岡県浜松市浜北区
東京支店	東京都品川区
大阪支店	大阪府吹田市

## 8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,000名	56名増

## 9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,271百万円
株式会社りそな銀行	3,271百万円

(注) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 63,534,546株  
(自己株式 439,070 株を含む)
3. 株主数 6,999名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
ヤマハ発動機株式会社	6,457	10.23
エンシュウ取引先持株会	5,618	8.90
浜松ホトニクス株式会社	2,000	3.16
株式会社みずほ銀行	1,572	2.49
みずほ信託銀行株式会社	1,455	2.30
株式会社りそな銀行	1,414	2.24
エンシュウ従業員持株会	846	1.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	846	1.34
西田博 崇	787	1.24
明治安田生命保険相互会社	595	0.94

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## III. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
土屋隆史	代表取締役社長	
山下晴央	常務取締役 (工作機械・レーザー事業部長)	
富田敏弘	取締役 (工作機械・レーザー事業部 副事業部長)	
鈴木敦士	取締役 (工作機械・レーザー事業部 副事業部長)	
勝井 真	取締役 (輸送機器事業部長)	
勝倉宏和	取締役 (管理本部長)	
岡部比呂男	取締役	ヤマハ株式会社 顧問

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
中村和夫	常勤監査役	
中村泰之	常勤監査役	
石塚 尚	監査役	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役
嶋津忠彦	監査役	浜松ホトニクス株式会社 取締役

- (注) 1) 取締役岡部比呂男氏は、社外取締役であります。
- 2) 監査役石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は、社外監査役であります。
- 3) 取締役岡部比呂男氏ならびに監査役石塚尚氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4) 監査役嶋津忠彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 5) 平成26年6月27日開催の第146回定時株主総会において、勝倉宏和氏ならびに岡部比呂男氏は取締役役に、中村泰之氏は監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
- 6) 中安茂夫氏ならびに中村泰之氏は平成26年6月27日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 77百万円 (うち社外取締役 1名 2百万円)  
監査役 3名 27百万円 (うち社外監査役 1名 3百万円)

- (注) 1) 期末現在の取締役人数は7名であります。上記の取締役の支給人員との相違は、平成26年6月27日開催の第146回定時株主総会の終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
- 2) 監査役の開示対象人数は4名であります。上記の監査役の支給人員との相違は、無報酬の監査役1名が存在していることによるものです。
- 3) 上記支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額36百万円を支払っております。



### 3. 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況等

##### ・社外取締役 岡部比呂男氏

同氏は、ヤマハ㈱の顧問であります。

当期における主な活動状況としましては、社外取締役就任後に開催した取締役会13回中13回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行ないました。

##### ・社外監査役 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査役会13回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行ないました。

##### ・社外監査役 嶋津忠彦氏

同氏は、当社の持株比率3.16%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役を兼務しております。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査役会13回中13回に出席し、主に財務及び会計に関する経験から適宜発言を行ないました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として有用な人材を迎えるため、現行定款において社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨定めております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、金百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うこととします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。
- ・社外取締役1名および社外監査役2名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

##### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

##### 4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

本件決議内容につきましては、内容を適宜見直した上で修正決議を行っており、現在の決議内容は下記のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

##### 6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

## V. 会社の体制及び方針

当社は平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する内部統制システムの整備について決議しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は平成27年4月24日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. **当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ・当該株式会社の取締役が法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規定を整備し、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定める。内部統制を推進する組織を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
2. **当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - ・当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規定の制定・運用により適切な保存及び管理を行い当該株式会社の取締役及び監査役が常時、閲覧できるものとする。
3. **当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ・当該株式会社においては「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援し、また全社的な視点からリスク管理の推進を行う。当該株式会社の各部門は「リスク管理規程」に基づき、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理し、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にすることを図る。
4. **当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ・当該株式会社の取締役会は取締役会規則に基づき経営の執行方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、当該株式会社の取締役の業務執行状況を監督している。当該株式会社の取締役の職務執行の効率性を高めるため業務執行にかかる規程類の整備を行う。

5. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当該株式会社においては、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、法令遵守の徹底を図るため当該株式会社の取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。また、当該株式会社の従業員教育の充実も図る。
6. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 6-イ. 当該株式会社の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当該株式会社の子会社については、業務執行状況・財務状況等を定期的に当該株式会社に報告する体制とする。また「関係会社管理規程」により随時、重要事項を当該株式会社へ報告する体制とする。
- 6-ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当該株式会社の取締役と当該株式会社の子会社の取締役との合同会議を定期的で開催している。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社のリスク管理の推進を行う。
- 6-ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当該株式会社の取締役と当該株式会社の子会社の取締役との合同会議を定期的で開催している。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 6-ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当該株式会社の各子会社においては、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めている。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
7. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当該監査役設置会社の監査役より補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、配置にあたっては当該監査役設置会社の監査役会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
  - ・上記使用人の人事異動、人事考課については当該監査役設置会社の監査役会の同意を得る。
9. 当該監査役設置会社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性を確保することで、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保する。
10. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- 10-イ. 当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
  - ・当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しており、取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的（当社及び当社グループ）に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンスに関する重要な通報の状況及び内容を報告する。また、即報制度により取締役及び使用人は特に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査役に報告する。
- 10-ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
  - ・当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当該監査役設置会社の取締役に報告し、当該取締役は当該監査役設置会社の監査役に対して、当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。
11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・前号の報告をした当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当該監査役設置会社の監査役がその職務について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役設置会社の管理本部において審議の上、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等重要な会議に出席しており、当該監査役設置会社の代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催している。また、監査が効率的且つ効果的に行われるために当該監査役設置会社の監査役は当該監査役設置会社の内部統制部より報告を受けるとともに、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ・反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全化を維持するために、「エンシユウ株式会社 行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」の社内規程を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対し社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,427</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,366</b>
現金及び預金	3,427	支払手形及び買掛金	5,084
受取手形及び売掛金	5,717	短期借入金	7,544
電子記録債権	934	リース債務	86
商品及び製品	3,735	未払法人税等	59
仕掛品	2,600	賞与引当金	327
原材料及び貯蔵品	1,074	その他	2,264
繰延税金資産	147	<b>固定負債</b>	<b>11,399</b>
信託受益権	292	長期借入金	6,004
その他	503	リース債務	196
貸倒引当金	△6	再評価に係る繰延税金負債	1,647
<b>固定資産</b>	<b>16,049</b>	役員退職慰労引当金	15
<b>有形固定資産</b>	<b>15,383</b>	退職給付に係る負債	3,239
建物及び構築物	2,989	資産除去債務	293
機械装置及び運搬具	4,148	その他	2
土地	7,387	<b>負債合計</b>	<b>26,765</b>
リース資産	47	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	436	<b>株主資本</b>	<b>4,151</b>
その他	373	資本金	4,640
<b>無形固定資産</b>	<b>262</b>	資本剰余金	1,230
のれん	20	利益剰余金	△1,654
リース資産	218	自己株式	△65
その他	24	その他の包括利益累計額	3,560
<b>投資その他の資産</b>	<b>402</b>	その他有価証券評価差額金	2
投資有価証券	26	土地再評価差額金	3,582
その他	461	為替換算調整勘定	541
貸倒引当金	△84	退職給付に係る調整累計額	△566
<b>資産合計</b>	<b>34,476</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,711</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,476</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	
売上高		29,921
売上原価		26,792
売上総利益		3,129
販売費及び一般管理費		3,289
営業損失(△)		△160
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	0	
持分法による投資利益	2	
為替差益	33	
その他	95	140
営業外費用		
支払利息	273	
その他	118	391
経常損失(△)		△411
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産廃棄損失	9	
減損損失	20	
投資有価証券売却損	1	31
税金等調整前当期純損失(△)		△442
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	37	129
少数株主損益調整前当期純損失(△)		△572
少数株主利益		10
当期純損失(△)		△582



# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	4,640	1,230	△775	△63	5,032
会計方針の変更による累積的影響額			△286		△286
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,640	1,230	△1,061	△63	4,745
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)			△582		△582
持分法の適用範囲の変動			△10		△10
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△592	△1	△594
平成27年3月31日残高	4,640	1,230	△1,654	△65	4,151

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計	
	その他有価証券評価差額	他証券評価差額	土壌評価額	地価金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			その他の包括利益累計額合計
平成26年4月1日残高	1		3,409		320	△936	2,795	77	7,905
会計方針の変更による累積的影響額									△286
会計方針の変更を反映した当期首残高	1		3,409		320	△936	2,795	77	7,618
連結会計年度中の変動額									
当期純損失(△)									△582
持分法の適用範囲の変動									△10
自己株式の取得									△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1		172		221	369	764	△77	687
連結会計年度中の変動額合計	1		172		221	369	764	△77	92
平成27年3月31日残高	2		3,582		541	△566	3,560	—	7,711

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数

連結子会社の名称 8社  
ENSHU (USA) CORPORATION  
ENSHU GmbH  
ENSHU (Thailand) Limited  
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.  
PT. ENSHU INDONESIA  
遠州（青島）機床製造有限公司  
遠州（青島）機床商貿有限公司  
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.

##### (2) 非連結子会社の数

非連結子会社の名称 1社  
(有)エンシュウ厚生センター

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称 1社  
(有)エンシュウ厚生センター

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった遠州建設(株)は、一部の株式を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。ただし、みなし売却日を当連結会計年度末としておりますので、損益につきましては持分法による投資損益を計上しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社8社の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

移動平均法による原価法

時価法によっております。

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

工作機械商品及び製品、仕掛品は個別法、その他のたな卸資産は主として総平均法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～10年 |
- ②無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間定額法によっております。  
なお、主なリース期間は5年です。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- |           |  |
|-----------|--|
| 貸倒引当金     | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  |
| 賞与引当金     | 当社においては、従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。  |
| 役員退職慰労引当金 | 当社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役及び監査役に対する支給見込額であります。 |
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- |                |   |
|----------------|---|
| 重要なヘッジ会計の方法    |   |
| ヘッジ会計の方法       | 金利スワップの特例処理   |
| ヘッジ手段とヘッジ対象    | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 長期借入金   |
| ヘッジ方針          | 長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。  |
| ヘッジ有効性評価の方法    | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。  |
| 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  |
| 消費税等の会計処理      | 会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。税抜き方式によっております。 |

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却しております。

また、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の基礎となる期間の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が286百万円増加し、利益剰余金が286百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前連結会計年度において流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」(前連結会計年度187百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度は区分掲記しております。

追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、スケジューリングが不能な一時差異に関する計算につきましては、従来の法定実効税率である34.8%から31.5%となります。

この税率の変更により、再評価に係る繰延税金負債等が172百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はございません。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,724百万円
機械装置及び運搬具	1,364百万円
土地	7,283百万円
計	10,372百万円

担保に係る債務

短期借入金	7,145百万円
長期借入金	5,674百万円
預り保証金	162百万円
計	12,981百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 26,517百万円

### 3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,056百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社においては、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(経緯)

生産体制の見直しにより、遊休状態となった資産及び廃棄予定の資産等について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、減損処理を行いました。

(減損損失の金額)

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	0
機械装置及び運搬具	19
工具、器具及び備品	0
合計	20

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	63,534,546	—	—	63,534,546

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	423,175	15,895	—	439,070

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）を銀行等金融機関からの借入による方法にしております。なお、長期借入金の返済期間は、3～5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、並びに信託受益権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	3,427	3,427	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,717	5,717	—
(3) 電子記録債権	934	934	—
(4) 信託受益権	292	292	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	5	5	—
(6) 支払手形及び買掛金	(5,084)	(5,084)	—
(7) 短期借入金	(5,580)	(5,580)	—
(8) 長期借入金	(7,969)	(7,971)	1
(9) デリバティブ取引	(12)	(12)	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、並びに(4)信託受益権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、長期借入金として表示しております。

(9) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額21百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社グループは、静岡県において、賃貸用の商業用施設（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
1,776	1,667

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	122円21銭
1株当たり当期純損失金額（△）	△9円23銭



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,814</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,322</b>
現金及び預金	2,438	支払手形	2,047
受取手形	778	買掛金	2,539
売掛金	6,829	短期借入金	7,544
電子記録債権	934	リース債	70
商品及び製品	989	未払金	979
仕掛品	2,429	未払費用	100
原材料及び貯蔵品	777	未払法人税等	17
未収入金	20	前受金	60
前払費用	7	預り金	118
前払費用	37	賞与引当金	327
信託受益権	292	設備関係支払手形	341
未収消費税等	4	その他	174
未収還付法人税等	30	<b>固定負債</b>	<b>10,815</b>
その他	245	長期借入金	6,004
貸倒引当金	△1	リース債務	180
<b>固定資産</b>	<b>17,194</b>	再評価に係る繰延税金負債	1,647
<b>有形固定資産</b>	<b>12,803</b>	繰延税金負債	1
建物	1,998	退職給付引当金	2,672
構築物	187	役員退職慰労引当金	15
機械及び装置	2,548	資産除去債務	293
車両運搬具	19		
工具、器具及び備品	256		
土地	7,387		
リース資産	5	<b>負債合計</b>	<b>25,137</b>
建設仮勘定	400	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>241</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,286</b>
ソフトウェア	20	資本金	4,640
リース資産	218	資本剰余金	1,230
施設利用権	3	資本準備金	1,230
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,149</b>	利益剰余金	△1,518
投資有価証券	18	その他利益剰余金	△1,518
関係会社株式	389	繰越利益剰余金	△1,518
出資	0	<b>自己株式</b>	<b>△65</b>
関係会社出資金	1,376	評価・換算差額等	3,585
関係会社長期貸付金	2,300	その他有価証券評価差額金	2
従業員に対する長期貸付金	43	土地再評価差額金	3,582
破産更生債権等	82		
長期前払費用	3		
その他	20	<b>純資産合計</b>	<b>7,872</b>
貸倒引当金	△84	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>33,009</b>
<b>資産合計</b>	<b>33,009</b>		

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		27,950
売 上 原 価		25,666
売 上 総 利 益		2,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,496
営 業 損 失 (△)		△212
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	71	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	45	
そ の 他	86	203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	285	
そ の 他	65	351
経 常 損 失 (△)		△360
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	34	34
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損 失	9	
減 損 損 失	20	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	167	198
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△524
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3	3
当 期 純 損 失 (△)		△527

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成26年4月1日残高	4,640	1,230	1,230	△704	△704	△63	5,102
会計方針の変更による累積的影響額				△286	△286		△286
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,640	1,230	1,230	△991	△991	△63	4,816
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)				△527	△527		△527
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△527	△527	△1	△529
平成27年3月31日残高	4,640	1,230	1,230	△1,518	△1,518	△65	4,286

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日残高	1	3,409	3,411	8,513
会計方針の変更による累積的影響額				△286
会計方針の変更を反映した当期首残高	1	3,409	3,411	8,227
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)				△527
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1	172	173	173
事業年度中の変動額合計	1	172	173	△355
平成27年3月31日残高	2	3,582	3,585	7,872

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

デリバティブ

移動平均法による原価法

たな卸資産

時価法によっております。

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

半製品・原材料・貯蔵品 総平均法

仕掛品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 10年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰勞引当金	役員の退職慰勞金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰勞金制度を廃止することを決議いたしました。当事業年度末における役員退職慰勞引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役及び監査役に対する支給見込額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップの特例処理
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 長期借入金
ヘッジ方針	長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。
ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
消費税等の処理方法	税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の基礎となる期間の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が286百万円増加し、利益剰余金が286百万円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

#### 貸借対照表

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」(前事業年度187百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度は区分掲記しております。

#### 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、スケジューリングが不能な一時差異に関する計算につきましては、従来の法定実効税率である34.8%から31.5%となります。

この税率の変更により、再評価に係る繰延税金負債等が172百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響はございません。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,649百万円
構	築	75百万円
機	械	1,364百万円
及	び	
装	置	7,283百万円
土	地	7,283百万円
	計	10,372百万円

担保に係る債務

短	期	借	入	金	7,145百万円
長	期	借	入	金	5,674百万円
預	り	保	証	金	162百万円
		計			12,981百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 26,174百万円

##### 3. 保証債務の内容

関係会社のリース債務に対する保証を次のとおり行っております。

遠州(青島)機床製造有限公司 15百万円

##### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,330百万円

短期金銭債務 48百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額

△2,056百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	3,023百万円
仕入高等	529百万円
営業取引以外の取引高	144百万円

2. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(経緯)

生産体制の見直しにより、遊休状態となった資産及び廃棄予定の資産等について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、減損処理を行いました。

(減損損失の金額)

(単位：百万円)

種類	金額
建物	0
機械及び装置	19
工具、器具及び備品	0
合計	20

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

439,070株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等被所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市	85,753	二輪車船舶機製造	直接10.23%	なし	二輪車用エンジン部品等の受託加工	受託加工	8,091	売掛金 電子記録債権	844 614
								原材料の仕入	4,038	買掛金	815

#### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注)1. 受託加工及び原材料の仕入については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。

2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	ENSHU (USA) CORPORATION	米国イリノイ州	2,302 千米ドル	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	直接100%	2名	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	機械等の販売	1,493	売掛金	1,605
子会社	ENSHU GmbH	ドイツランゲン	511 千ユーロ	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	直接100%	2名	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	機械等の販売	1,068	売掛金	1,176
子会社	ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	ベトナムバクニン	11,460 千米ドル	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス	直接100%	3名	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンスの委託 資金の貸付	資金の貸付	711	関係会社長期貸付金	2,300
								利息の受取	68	未収収益	17

#### 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注)1. 機械等の販売については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。

2. ENSHU VIETNAM Co., Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は2016年3月から2024年12月まで3ヵ月ごとに返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

124円76銭

1株当たり当期純損失金額(△)

△8円35銭



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

エンシュウ株式会社  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 寺本 悟 ㊞
業務執行社員	公認会計士 三宅 恵 司 ㊞
業務執行社員	公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

エンシュウ株式会社

取締役会 御中

### 四星監査法人

代表社員 公認会計士 寺 本 悟 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三 宅 恵 司 ㊞

業務執行社員 公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

エンシュウ株式会社	監査役会
常勤監査役	中村 和夫 ㊟
常勤監査役	中村 泰之 ㊟
社外監査役	石塚 尚 ㊟
社外監査役	嶋津 忠彦 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

改正会社法により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できるとされた社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、第35条の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(社外監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第35条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	(監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第35条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、  
取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	つち や たか し 土 屋 隆 史 (昭和26年2月8日)	昭和48年4月 ヤマハ発動機㈱入社 平成13年5月 同社欧州本部長兼オランダ法人YME出 向（社長） 平成14年10月 同社特機事業部長 平成17年3月 同社執行役員特機事業部長兼MC事業 本部中国統括部長 平成20年1月 ヤマハ・モーター・パワー・プロダ クツ㈱ 代表取締役社長 平成23年3月 同社退任・退職 平成23年4月 当社入社 社長付顧問 平成23年6月 当社取締役副社長 管理本部統括 平成24年6月 当社代表取締役社長  現在に至る	89,000株
2	やま した はる お 山 下 晴 央 (昭和34年1月1日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社工作機械事業部 メカ設計グルー プ長 平成19年4月 当社工作機械事業部 技術部長 平成20年4月 当社部品事業部 製造部長 平成22年8月 当社工作機械事業部 営業部主幹 平成23年1月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU MACHINERY社長 平成24年4月 当社工作機械事業部 副事業部長 平成24年6月 当社取締役 工作機械事業部長 平成26年6月 当社常務取締役 工作機械事業部長 平成26年12月 当社常務取締役 工作機械・レーザー事業部長  現在に至る	45,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	とみ だ とし ひろ 富田敏弘 (昭和33年11月20日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社工作機械事業部 営業グループ主幹 平成19年4月 当社工作機械事業部 製造部長 平成22年4月 当社工作機械事業部 プロジェクト推進室部長 平成23年10月 当社工作機械事業部 技術部長 平成24年4月 当社新事業推進本部 副本部長 平成24年6月 当社取締役 新事業推進本部長 平成26年12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長  現在に至る	43,000株
4	すず き あつ し 鈴木敦士 (昭和36年9月16日)	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 当社工作機械事業部 営業管理部長 平成21年4月 当社工作機械事業部 営業部主幹 平成23年10月 当社工作機械事業部 営業部主幹兼グローバル推進室部長 平成24年4月 当社工作機械事業部 営業部長 平成24年6月 当社取締役 工作機械事業部 営業部長 平成25年4月 当社取締役 工作機械事業部 副事業部長 平成26年12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長  現在に至る	49,000株
5	かつ い まこと 勝井真 (昭和32年11月19日)	昭和57年4月 ヤマハ発動機(株)入社 平成21年1月 同社生産本部BD製造統括部第1、2工場長 平成21年4月 同社生産本部BD製造統括部MC組立工場長 平成22年1月 同社技術本部生産技術統括部材料技術部長 平成25年3月 当社出向 輸送機器事業部 事業部長付(理事) 平成25年4月 当社輸送機器事業部長(理事) 平成25年6月 当社取締役 輸送機器事業部長  現在に至る	41,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	かつ くら ひろ かず 勝 倉 宏 和 (昭和35年10月29日)	昭和58年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 みずほコーポレート銀行 日本橋営業部 次長 平成21年1月 同行営業第七部 副部長 平成22年12月 みずほフィナンシャルグループ 監 査役室 室長 平成25年2月 当社出向 管理本部企画推進室長(理事) 平成25年8月 当社管理本部企画財務部長(理事) 平成26年2月 当社管理本部副本部長(理事) 兼 企画財務部長(理事) 平成26年6月 当社入社 当社取締役 管理本部長  現在に至る	9,000株
7	おか べ ひろ おお 岡 部 比呂男 (昭和26年11月15日)	昭和49年4月 日本楽器製造(株)(現ヤマハ(株))入社 平成12年4月 同社管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同社執行役員 平成15年11月 同社楽器事業本部副本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成26年6月 同社取締役退任・顧問就任(現任) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る  (重要な兼職の状況) ヤマハ(株) 顧問	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者岡部比呂男氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 岡部比呂男氏は、長年にわたりヤマハ株式会社の取締役を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。  
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。  
4. 社外取締役との責任限定契約  
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるため、現行定款において社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨定めております。  
これにより社外取締役候補者である岡部比呂男氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。  
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、金百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石塚尚氏、嶋津忠彦氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしづか しょう 石塚 尚 (昭和18年11月5日)	昭和51年4月 静岡県弁護士会登録 平成9年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役	0株
2	しまづ ただひこ 嶋津 忠彦 (昭和22年10月13日)	昭和45年3月 浜松ホトニクス㈱入社 平成13年3月 同社国際部長 平成14年1月 同社財務部長 平成20年12月 同社取締役管理部長(現任) 平成23年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 浜松ホトニクス㈱ 取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 監査役候補者石塚尚氏、嶋津忠彦氏は社外監査役候補者であります。  
3. 石塚尚氏の再任が承認された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。  
4. 石塚尚氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
また、同氏は弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって18年であります。  
5. 嶋津忠彦氏は、長年にわたる財務および会計に関する経験を当社の監査役業務に反映いただけるものと期待できるため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。  
また、浜松ホトニクス㈱は、当社への持株比率3.16%の株主であります。  
6. 社外監査役との責任限定契約  
当社は、社外監査役として有用な人材を迎えるため、現行定款において社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。  
これにより社外監査役候補者である石塚尚氏、嶋津忠彦氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。  
・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、金百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者は社外監査役の補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いしづか しん 石塚 伸 (昭和22年6月16日)	昭和59年10月 静岡県弁護士会登録 平成6年6月 スズキ株式会社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石塚・村松法律事務所 弁護士 スズキ株式会社 社外監査役	0株

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 石塚伸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由

- ・ 弁護士としての専門的な知識・経験を当社の監査業務に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。
- ・ また、同氏は弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

(2) 社外補欠監査役との責任限定契約

- ・ 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えるため、現行定款において社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
- ・ これにより補欠社外監査役候補者である石塚伸氏は、就任した場合当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・ 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、金百万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 独立役員

- ・ 石塚伸氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

場所：静岡県浜松市南区高塚町4888番地  
エンシュウ株式会社 本社第1会議室

